

富里市ネーミングライツ導入ガイドライン

令和2年6月

富里市

1 趣旨

このガイドラインは、富里市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条「募集」に関する対象施設等や募集の方法、応募者の選定方法について補完するものである。

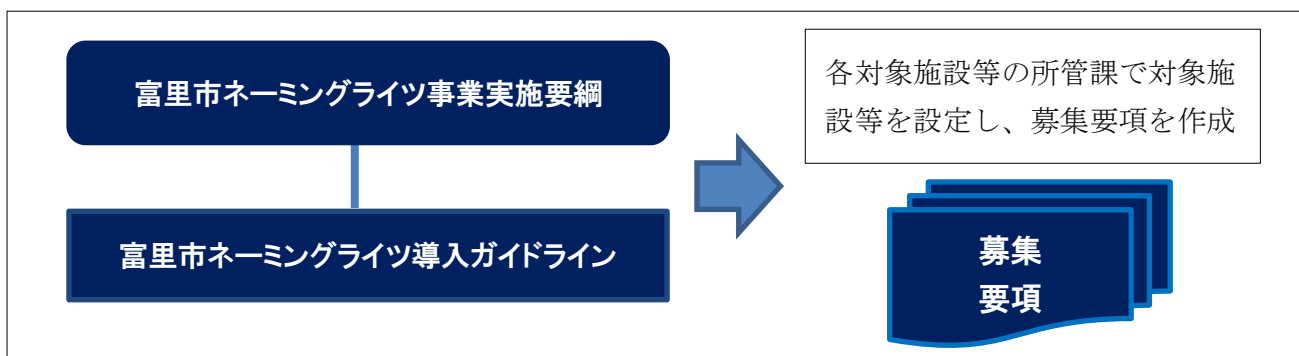
ネーミングライツの募集は、実施要綱、本ガイドライン、千葉県屋外広告物条例等に従って、対象施設等を所管する部署（以下「対象施設等の所管課」という。）が募集要項を作成し、実施するものとする。

2 ネーミングライツ導入の目的

- (1) 市が所有する施設等の資源を有効活用し、新たな自主財源の確保に努める。
- (2) 民間事業者のノウハウ等を活用し、施設等の付加価値・魅力や市民サービスの向上を図る。

3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツを取得した事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得て、ネーミングライツ導入の目的の達成を図るものである。
- (2) ネーミングライツは施設等に愛称を付与するものであり、条例等で定める施設等の本来の名称を変更するものではない。また、施設等の所有権、経営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとする。



4 ネーミングライツ導入によるメリット

- (1) 民間事業者等（ネーミングライツ・パートナー）にとってのメリット

①PR効果

市有施設等に企業名、商品名等の愛称を付けることによるメディアへの露出などの広告効果

②地域の活性化に貢献

企業名を冠したイベントの実施や、市とのタイアップイベント等の実施による、地域の経済、観光、産業の活性化への貢献

③企業イメージアップ

施設等の愛称や地域活性化策を通じての企業や商品のイメージアップ

④パートナー特典の設定等

施設等の特性に応じて、商品販売・広告スペースの設置等のパートナー特典等の設定（特典の詳細は、契約時の協議事項とする。）

(2) 市及び市民にとってのメリット

- ①施設等の魅力向上や、メディア露出等による富里市のPR効果
- ②施設等の運営・維持管理や事業の実施等のための安定的な財源確保
- ③当該施設等を活用したイベントや事業の実施に当たり、民間事業者との協働を推進することによる市民サービスの向上

5 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ・市民や施設等利用者にとって、親しみやすい、分かりやすい、呼びやすいものとする。
- ・施設等の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含める等、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとする。ただし、ネーミングライツ導入の趣旨に反しない範囲を考慮するものとする。
- ・利用者の混乱を避けるため、当面の間、正式名称を併記する等の措置を講ずる場合がある。

(2) 使用を禁止する愛称

実施要綱第6条に該当するものは、ネーミングライツの対象外とする。

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更は原則できないものとする。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとする。なお、変更における費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。

(4) 行政上の愛称との関係

行政上の愛称がある施設等にネーミングライツが付与された場合は、行政上の愛称は変更となる。

6 導入の手続

ネーミングライツ導入の事務手続は、下記の流れで行う。

- (1) 対象施設等の設定
- (2) 募集要項（条件）の作成
- (3) ネーミングライツ・パートナーの募集
- (4) パブリックコメントの実施
- (5) 審査委員会による審査（優先交渉権者の決定）
- (6) 優先交渉権者との協議
- (7) ネーミングライツ・パートナーの決定
- (8) 議会（全員協議会）報告
- (9) 契約の締結
- (10) 施設等表示等の変更・周知
- (11) 愛称の使用開始

対象施設等の所管課

企画課(庶務)・対象施設等の所管課(説明)

対象施設等の所管課

事務手続のフロー図は
「別紙」のとおり。

7 対象施設等の選定方法

ネーミングライツが導入可能な対象施設等として、文化施設、スポーツ施設、観光施設、道路、公園、その他の市有施設（及びそれらの一部）や市が実施する事業を想定する。これらのうち、実際に対象とする施設等は、広告媒体としての価値（広告効果）を見ながら、ネーミングライツ導入の効果が発揮されるよう、各対象施設等の所管課が、おおむね次のような観点で選定するものとする。

- ・不特定多数の市民等が利用し、相当の利用者があり、又は見込まれる施設等。
- ・年間を通じてイベント等が開催され、メディアへの露出が相当程度あり、又は見込まれる施設等。
- ・市が実施する事業のうち、ネーミングライツの効果があると見込まれる事業。
- ・上記の他、ネーミングライツの導入効果が見込まれると考えられる施設等。

（留意事項）

- ・ネーミングライツ導入によって得られる対価、メリットに比べ、導入にかかる経費が多くなる場合は、広告媒体としての価値が見合わないため、対象外とする。
- ・施設等名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断されるものは対象外とする。（例：市役所庁舎や学校等）
- ・対象施設等の選定において、景観配慮について事前に関係課と協議を要する。

8 募集要項の作成（募集条件の決定）

対象施設等の所管課は、募集方法、ネーミングライツ料の目安となる額、選定方法、選定基準、その他必要な事項について検討し、募集要項を作成する。

【募集要項に記載する主な項目例】（必要に応じて設定）

- ・応募資格
- ・愛称付与の条件
- ・企画提案を求めるもの（タイアップイベントの開催等）
- ・広告スペースの設置等（パートナー特典を設定する場合）
- ・当該施設等の情報（施設等概要、利用状況、当該施設等の位置付け、メディア等の露出状況、今後の運営についての市の考え方等）
- ・その他応募に当たっての詳細条件、費用負担の考え方など

（募集要項の作成における留意点）

- ・募集は、施設等ごとに行うこととする。（施設等によっては、施設等の一部ごとに行うこともできることとする。）
- ・応募者が当該施設等の広告価値を判断し、ネーミングライツ・パートナーとしてのイメージやメリット等を描き、応募について検討できるように、募集要項において当該施設等の価値や魅力等を適切に表現するよう配慮すること。

9 募集期間

応募者にとっては、募集の周知と応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、募

集開始から募集受付終了まで、原則として30日以上の期間を確保する。

10 応募資格

おおむね次に掲げる条件を満たす者とする。施設等の特性や実情等を考慮し、これ以外の事項についても必要に応じ、募集要項で規定する。

- (1) 本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人又はそれに類する事業者等であること。
- (2) 実施要綱第4条に該当するものでないこと。
- (3) 上記事項のほか、施設等の特性に応じて、各種条件を規定する。

11 契約期間

原則、3年以上とし、施設等の特性や管理・運営形態等に応じて決定する。

12 ネーミングライツ料

当該施設等の維持管理費、事業等の必要経費や年間利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度、他自治体における類似事例等を参考に、当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討し、ネーミングライツ料を設定する。

募集に当たっての取扱いは下記のとおりとする。

- ・「希望価格」を公表して募集
- ・「最低価格」を公表して募集
- ・「希望価格」、「最低価格」を公表せず募集

13 募集方法

対象となる施設等を選定した上で公募を行い、優先交渉権者を決定する。公募に当たっては市のホームページ等に掲載する。

14 秘密の保持

応募者の秘密を保持する。

15 申込の辞退

事業者等においてネーミングライツ・パートナー申込み後、契約の前までに、当該事業者等の事情により申込みを辞退することとなった場合、任意様式にて、遅滞なく申込みの辞退の申出をするものとする。

16 応募がなかった場合の取り扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合、対象施設等の所管課は募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか、又は募集を取りやめることを検討する。

17 審査

ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、実施要綱10条第1項に規定する「富里市ネーミングライツ審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。委員会は次に掲げる事項を審査する。また、審査に当たっては、必要に応じて識見を有するものや関係者等の出席を求めることができる。

- (1) 申込内容の審査
- (2) 応募者の審査
- (3) 優先交渉権者^{*}の決定
- (4) その他ネーミングライツに係る審査

18 優先交渉権者の決定

応募者の提案について、委員会において審査を行う。各委員が審査基準に沿って審査し、応募者について優先交渉権者候補者として順位付けした後、最終的に市において優先交渉権者として決定する。

- ・審査の際、必要に応じて、応募によるプレゼンテーションを開催する。
- ・応募が1者のみであった場合も、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか、委員会にて審査する。
- ・不採用の場合は、応募を受けた日から原則として3か月以内に理由を付して文書で回答する。

【^{*}優先交渉権者】

応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ、有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う事業者等をいう。

- ・審査は、ネーミングライツ料の多寡のみによるものではなく、総合的に行う。

【審査基準の例】

- (1) 資格審査 応募資格を満たしているか確認する。欠格要件に該当する場合は、失格とする。
- (2) 内容の評価（上記、資格審査を通過した者のみ）

《応募の趣旨》

- ① 応募事業者等の事業内容や地域社会への貢献度等が、マッチしているか
- ② 申込理由がネーミングライツ導入の目的に沿っているかなど

《経営の安定性》

- ① 財務状況から見た経営の安定性はあるか
- ② ネーミングライツ料の支払能力はあるかなど

《愛称案》

- ① 愛称の親しみやすさ、浸透しやすさを含め、市民に受け入れられるか
- ② 愛称が施設等の場所や性格に混乱や誤解を与えないか
- ③ 愛称が施設等の設置目的やイメージと整合しているかなど

《ネーミングライツ料及び契約期間》

- ① ネーミングライツ料は妥当か
- ② 契約期間は妥当であるかなど

《その他》

- ① 応募者からの提案があれば、その内容について
- ② 他自治体における導入実績があればその内容についてなど

※上記の例示順と審査における配点は、直接関係ありません。

19 優先交渉権者との協議

優先交渉権者となった応募者と、契約に係る必要事項について協議を行う。

- ・タイアップイベント、パートナー特典等についても併せて検討し、ネーミングライツの導入により魅力ある施設等となるよう、市と優先交渉権者の双方が、契約に向けて協議するものとする。
- ・協議が整わなかった場合は、次点順位の応募者と順次、契約に向けて協議するものとする。

20 費用負担の考え方

費用負担の考え方の基本は表のとおりとする。

(詳細は募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書等において定める。)

費用負担の区分	富里市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の表示の変更（施設看板や道路標識等）※1		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 敷地内外の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。

21 ネーミングライツ・パートナーの決定、契約の締結及び公表等

協議が整った場合は、当該応募者をネーミングライツ・パートナーとして決定する。

ネーミングライツ・パートナーの決定後、市議会（全員協議会）への報告を経て、市とネーミングライツ・パートナーとの間で、契約を締結する。

ネーミングライツ・パートナーの名称、愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市のホームページ、広報等により公表する。

22 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促す。

23 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーが経済状況等の理由により、ネーミングライツ事業の継続が困難となった場合、契約解除の申出をするものとする。

24 契約の取り消し

ネーミングライツ・パートナーが、実施要綱第20条第1項の規定に該当するときは、市は契約満了を待たず契約を取り消しすることとし、その場合、現状回復にかかる費用もネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

25 契約期間の満了

市は契約期間満了までに、当該施設等についてネーミングライツの継続実施を判断する。なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設等においては、現ネーミングライツ・パートナーを優先交渉権者としてすることができる。

(※申込書等、書類の提出及び審査委員会での審査あり)

26 指定管理者制度導入施設に係る留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨を考慮し、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、次のような観点に留意するものとする。

※下記【】内番号及び項目は、本ガイドラインに記載のもの

(1) 【7 対象施設等の選定方法】 【18 優先交渉権者の決定】

- ・現指定管理者と事前協議を行い、応募の意思がある場合には、優先交渉権として決定できるものとする。
- ・応募の意思がない場合又は交渉がまとまらなかった場合には、募集することができる。(募集を行う場合は、事前に庁内において慎重な審議を要する。)
- ・現指定管理者との協議を行い、必要に応じ、現指定管理者との協定書等に必要事項を盛り込むなど、疑義が生じないようにする。

(2) 【11 契約期間】

- ・現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮する。

(3) 【18 優先交渉権の決定】

- ・優先交渉権者が現指定管理者以外の場合、申込者が現指定管理者の事業、施設管理、施設運営と競合しないか配慮する。

(4) 【20 費用負担の考え方】

- ・現指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料は指定管理者に係る管理経費とみなされないこととする。

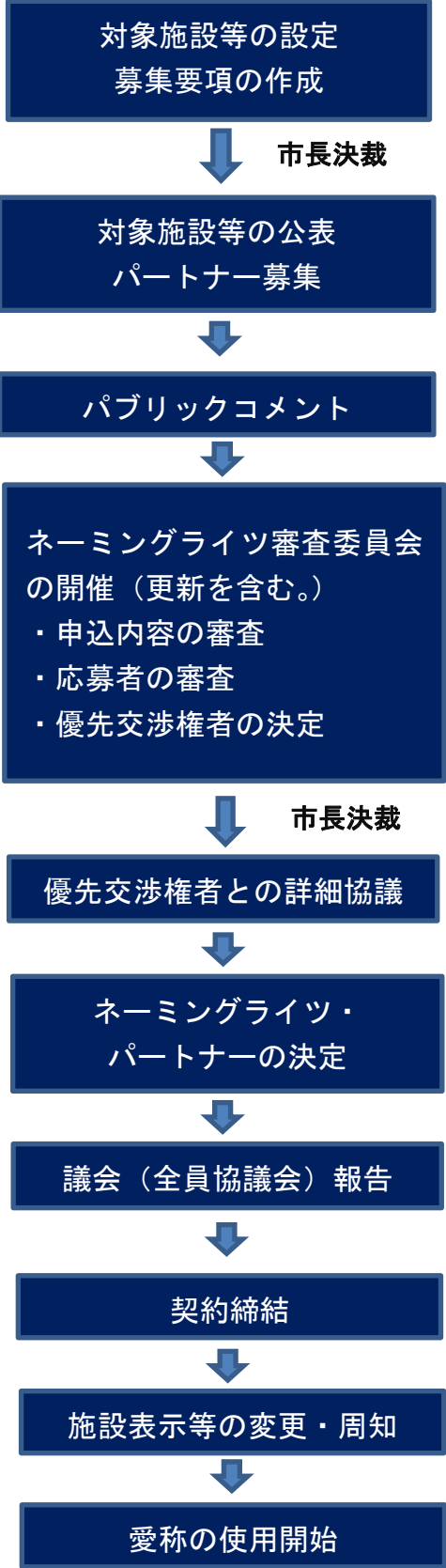
27 事務所管課

- (1) ネーミングライツ導入に係る庶務について
ネーミングライツ導入に係る庶務については、対象施設等の所管課において処理するものとする。
- (2) ネーミングライツに係る事務処理における指定合議先について
対象施設等の所管課がネーミングライツにおける一連の事務処理をする際には、財政担当課及び企画担当課を指定合議先として情報提供及び事務処理を進めるものとする。
- (3) 予算関係について
審査委員会開催に係る歳出及びネーミングライツ料の歳入等ネーミングライツ事業に関する予算措置は、対象施設等の所管課において行うものとする。
- (4) 審査委員会の庶務は、企画課において行い、委員等への説明を対象施設等の所管課が行うものとする。

28 その他

本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等に応じ、適宜見直すこととする。

ネーミングライツ導入手続フロー



庁内協議等にて「不採用」と判断した場合は、応募日から3か月以内に第4号様式を送付すること。

申請書等受付
(第1号・第2号様式)等

採用（不採用）決定通知書送付
(第3号・第4号様式)